

認知機能検査の見直しの概要

【結果の区分の見直し】

結果の判定を、現行の3区分から認知症のおそれの有無のみの2区分に見直されました。

(見直し前)

総合点	結果の判定
49点未満	第1分類 (認知症のおそれ)
49点以上 76点未満	第2分類 (認知機能低下のおそれ)
76点以上	第3分類 (認知機能低下のおそれなし)

(現行)

総合点	結果の判定
36点未満	認知症のおそれあり
36点以上	認知症のおそれなし



$$(\text{総合点}) = 1.15 \times A + 1.94 \times B + 2.97 \times C$$

A : 時間の見当識の点数 (15点満点)

B : 手がかり再生の点数 (32点満点)

C : 時計描画の点数 (7点満点)

$$(\text{総合点}) = 1.336 \times A + 2.499 \times B$$

A : 時間の見当識の点数 (15点満点)

B : 手がかり再生の点数 (32点満点)

【検査方法の見直し】

見直し前の検査項目 (時間の見当識、手がかり再生、時計描画) から、時計描画が削除されました。

【認知機能検査を受ける必要がない場合】

認知機能検査の受検期間内に、次のいずれかに該当した場合は認知機能検査の受検義務が免除されます。

- 新たに運転免許を受けた場合
- 認知症かどうかについての臨時適性検査 (医師の診断) を受けた場合
- 認知症の疑いがあるかどうかについての医師の意見等が記載された診断書その他の書類を提出した場合